

## 春日市議会 Facebook 運用ポリシー

春日市ソーシャルメディア利用ガイドラインに基づき、春日市議会が運用する Facebook ページの運用ポリシーを、次のとおり定めます。

### 1 アカウント情報及び運用管理者

- (1) ソーシャルメディアサービス名：Facebook（フェイスブック）
- (2) アカウント名：春日市議会
- (3) アカウント URL：<https://facebook.com/春日市議会-109797896365332>
- (4) 運用管理者：議会事務局 議事課 議事担当

### 2 目的及び発信する内容

市議会に関する様々な取り組みを積極的に発信し、広く伝えるために、次の情報を発信します。

- (1) 本会議及び委員会の案内
- (2) 本会議の録画配信の案内
- (3) 一般質問通告及び発言通告
- (4) 議会報告会の開催案内及び報告
- (5) 議会だよりの発行
- (6) 行政視察に関する報告
- (7) その他市議会に関する情報
- (8) 災害情報その他の市民の生命や財産に関わる事柄

### 3 運用時間

原則として、業務時間とします。

### 4 コメント等への対応

積極的に利用者とのコミュニケーションを図り、市議会に愛着を持ってもらうため、原則としてコメントへは返信を行います。

### 5 投稿時の注意点

- (1) 堅苦しい表現を避け、親しみを持つことができるような表現を使用します。また、必要に応じて顔文字等の装飾も行います。
- (2) 画像や動画を一緒に投稿し、利用者にとってより分かりやすい情報の発信に努めます。

## 6 決裁

投稿に際しては、投稿文及び写真について、文書にて必ず事前に議会事務局長の決裁を受けることとします。

ただし、行事等に出席し、リアルタイムでの更新を要する際には、事前に口頭にて議会事務局長の決裁を受けておくこととします。口頭で決裁を受けたものに関しては、開催日時や場所等の事実のみを投稿するようにします。

## 7 個人情報に関する取扱い

サービスを通じて春日市が提供を受けた個人情報については、春日市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱います。

## 8 その他注意事項

(1) 本アカウントでは、他の利用者の投稿に対する「いいね!」、「フォロー」及び「シェア」は原則として行いません。ただし、次のアカウントについては、広報広聴委員会が必要と認める場合のみ行います。

ア 国、地方公共団体及び地方公共団体の議会

イ 春日市議会と関連が強く公共性の高い団体

ウ 春日市の他所管の有するアカウント

(2) なりすまし、炎上等により、フェイスブックの運用に何らかの理由で不都合が生じた場合は、予告なしに広報広聴委員会が運用の中止を判断し、アカウントの削除を行うものとします。

(3) その他、本運用ポリシーに定めのない事項に関しては、必要に応じて議会広報広聴委員会が定めるものとします。